

## 創業資金（無担保・無保証人枠）融資要領

〔平成27年3月26日〕  
市長決裁

（目的）

第1条 この要領は、中小企業庁が定めるスタートアップ創出促進保証制度要綱のほか、秋田市中心小企業融資あっせん制度要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（融資あっせん対象者）

第2条 融資あっせん対象者は、要綱第6条の対象者であって、次の要件をすべて満たす者とする（用語の定義は要綱第6条第1項による。）。

- (1) 要綱第5条に規定する者であること。
- (2) 市内に住所を有すること。
- (3) 市内に主たる事業所を有すること。
- (4) 新規に事業を行う個人が本市で新たに設立した株式会社、合名会社、合資会社および合同会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（ただし、個人が事業開始後、法人を設立し同一事業を継続している場合は、個人の事業歴を通算し5年未満とする。）。
- (5) 秋田県信用保証協会（以下「協会」という。）に保証申込をする時点において、1期目の税務申告を終了していないと見込まれる場合は、総事業費のうち10分の1以上の自己資金を有すること。
- (6) 市税を完納していること。
- (7) 許認可等を必要とする業種は、許認可等を受けていること。（申請中である場合には、許認可等の取得が確実であること。）
- (8) 秋田商工会議所又は河辺雄和商工会（以下「商工団体」という。）から事業計画書に関する経営指導を受け、引き続き6月以上の経営指導を受けること。

（資金使途）

第3条 要綱第7条に定める資金使途は、設備資金および運転資金とし、

貸付限度額は、総事業費のうち、金融機関および協会が認めた額とする。  
ただし、不動産取得資金は除く。

(申請手続)

第4条 融資あっせんを受けようとする者は、申請書および要綱別表2に定める書類を添付するものとする。ただし、納税証明書については、申請時において提出可能なものとする。添付書類の用語の定義は次のとおりとする。

(1) 事業計画書(様式-創1無)

市指定様式の事業計画書を作成し、商工団体の経営指導を受けて提出するものとする。

(2) 以前事業主でなかったことの証明

事業を開始する前年分の所得・課税証明書(法人の場合は代表者個人のもの)。ただし、事業開始する前年分の所得・課税証明書が入手できない特段の事由がある場合は、取得可能な直近の所得・課税証明書。なお、事業を始める前の状態が代表権のない役員であれば勤務先の商業登記簿謄本、不動産収入がある者については、直近の確定申告書を添付するものとする。

(3) 事業を行っていること、又は事業を開始していることの証明(書類は写し・コピー可)

① 法人税申告後—法人税申告書、決算書

② 法人税申告前—税務署への法人設立届に下記の書類を添付する。

・事業所(店舗)を

{	有する場合	: 賃貸借契約書、不動産売買契約書、写真等
	新築する場合	: 工事請負契約書、設計書等
	有しない場合	: 営業活動の証明(代理店・仕入販売の契約書・領収書等)

(利子補給対象者)

第5条 要綱別表1の規定による要領に定める利子補給の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者(要件確認を必要とする。)とする。

(1) 秋田商工会議所、秋田県商工会連合会又は秋田県中小企業団体中央会が実施する起業塾等を修了した者

(2) チャレンジオフィスあきたの入居者および退去者

(3) 秋田県産業振興プラザ創業支援室の入居者および退去者

(4) 国、県および市における補助金事業を活用する創業者

(5) その他市長が特に認める者

(金融機関の責務および報告)

第6条 金融機関は、融資あっせんを受けた者に対して、貸付が行われた後、融資あっせんを受けた者が法人を設立して原則3年目および5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、融資あっせんを受けた者からスタートアップ創出促進保証制度に定める「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。

2 金融機関は、融資あっせんを受けた者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを協会に提出するものとする。

なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該融資に係る代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を協会に提出するものとする。

(EBPMに伴う情報提供)

第7条 協会は、融資あっせんを受けた者の商号、所在地、資本金、法人設立日、保証の申込を行った金融機関、保証申込金額、保証承諾日および保証承諾金額を電子媒体で経済産業省に送付しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年12月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。